

ご存じですか？「慰安婦」裁判の判決内容—その1

- ・判決が認定した「慰安婦」制度(軍関与・強制性)の事実 !
- ・賠償立法義務あり、との画期的な勝訴判決と 付言判決 !

【参考】政府調査「慰安婦」資料公表時の発表文



絵：金順徳

・まえがき 国会議員の皆さま、市民の皆さまに……………	1
・判決が認定した「慰安婦」制度(軍関与・強制性)の事実	
・裁判一覧表……………	2
・韓国遺族会裁判 東京高裁判決……………	3
・関釜裁判 山口地裁下関支部判決……………	3
・中国人「慰安婦」一次裁判 東京高裁判決……………	4
・【参考】政府調査の「慰安婦」資料公表時の政府見解	
・第一次調査発表時	
「朝鮮半島出身の従軍慰安婦問題について」……………	5
・第二次調査発表時	
「いわゆる従軍慰安婦問題について」……………	6
・判決が認定した画期的な「慰安婦」問題の立法不作為	
・関釜裁判 山口地裁下関支部判決……………	9
・立法的・行政的解決を望む旨の付言判決	
・山西省裁判 東京地裁判決……………	10
・【参考】「慰安婦」関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話(河野談話)	

日本軍「慰安婦」問題行動ネットワーク

【 国会議員の皆さま、市民の皆さまに 】

ご存じのように、1992年1月、「慰安婦」制度関連資料が吉見義明教授によって防衛研究所図書館から発見され、政府はそれまでの「民間業者が連れ歩いた」という立場を翻し、宮沢首相は直後の訪韓時に盧泰愚大統領に「お詫び」を表明しました。

以後、政府は92年、93年の2回にわたり調査結果を公表して、全容解明とは言えないまでも軍・政府関与と強制性を認めました。93年の同日には「河野談話」が発表され、以後この談話は日本政府の公式見解となっています。安倍首相も先ごろ国会で「河野談話」を「私を含め、政府として受け継いでいる」と答弁しました。しかし、安倍内閣の閣僚をはじめ「日本の前途と歴史教育を考える議員の会」は「慰安婦」問題を検証する小委員会を立ちあげて「河野談話」の見直しを急ぎ、首相に提言しようとしています。

私たちは、日本政府自身や学者等の調査によって到達した「河野談話」を撤回し「慰安婦」問題を歴史から消し去ろうとする動きに対し、かけがえのない人生を奪われ苦悩のなかになくなった多くの被害者や今なおPTSDに苦しんでいる被害者とともに、断固、反対の意思を表明します。

■ 「河野談話」を見直し、否定することなど出来るでしょうか？

直接、被害者にお会いください！ 政府自身が調査した膨大な資料をご覧ください！
少なくとも、ここに収めた2つの政府見解にお目通しください。

また、15年にわたって争われてきた「慰安婦」裁判（下関判決を除きほとんどが敗訴）の判決の中に、歴史背景や被害事実が、被告国と原告被害者双方の「争いのない事実」として、あるいは証拠に基づいて認定されていることをご存じでしょうか？ さらに「立法不作為による国家賠償を認め」た画期的な下関判決の論理と、法的には敗訴にしながらも裁判官の良心のうめきのように付された付言、その他の新判断を、是非、皆さまの胸の内深く受け止めていただきたいと思います。

折しも、米下院の外交委員会に「慰安婦」決議案が提案され、2月15日、初めての公聴会で、韓国・オランダの被害者3人が証言しました。この問題は既に国内の問題だけではなく女性の人権問題として世界的に注目を集め、国連人権委員会、アムネスティ・インターナショナル、ILOの謝罪・賠償等の勧告が出されているのは周知の通りです。

裁判支援や国際連帯行動など、この問題の早期解決のために活動してきた私たちは、自民党のダブルスタンダードに危機感を感じ、今後何冊かのパンフによって日本司法の府、裁判所によって判断された歴史背景・被害事実認定、付言、請求権・国家無答責等々についての新判断等を紹介し、皆さまのご理解と早急な立法解決のために一層のご尽力をお願いする次第です。

2007.2.21

日本軍「慰安婦」問題行動ネットワーク

【判決が認定した「慰安婦」制度（軍関与・強制性）の事実】

【参考】 これまでに提起された日本軍「慰安婦」裁判における、

軍関与・強制性・被害事実の認定の有無

	裁判名（略称）	提訴年	原告数	地裁	高裁	最高裁	備考
1	韓国遺族会	1991年	9人	○	○	棄却	
2	閔釜	1992	3	○	○	〃	地裁、国に賠償命令
3	フィリピン	1993	46	×	×	〃	
4	在日韓国人	1993	1	○	○	〃	
5	オランダ人	1994	1	○	○注	〃	
6	中国人 一次	1995	4	×	○	係属中	
	〃 二次	1996	2	○	○	係属中	
7	山西省	1998	10	○	○	棄却	
8	台湾	1999	9	×	×	〃	
9	海南島	2001	8	○	係属中		

注（１）、○—事実認定有り。 ×—無し。 ○注—特に言及はないが、地裁の事実認定を否定していない。

- （２）、原告数は「慰安婦」被害者・その遺族・訴訟承継人の数で、他の原告は含まない。
- （３）、強制性とは、連行時の暴力的拉致・詐欺による誘引、慰安所に監禁・虐待・「慰安婦」を強制させられたこと等を指す。
- （４）、裁判の正式名称は以下のとおり。
- １、アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求事件
 - ２、釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件
 - ３、フィリピン「従軍慰安婦」国家補償請求事件
 - ４、在日韓国人元従軍慰安婦謝罪・補償請求事件
 - ５、オランダ人元捕虜・民間抑留者損害賠償請求事件
 - ６、中国人「慰安婦」損害賠償請求事件（一次、二次）
 - ７、山西省性暴力被害者損害賠償等請求事件
 - ８、台湾の元「慰安婦」謝罪請求・損害賠償事件
 - ９、海南島戦時性暴力被害賠償請求事件

以上のように、多くの判決において軍・政府の関与、強制性が認定されていますが、ここでは以下の三つの判決例を挙げておきます。

■ 韓国遺族会裁判 東京高裁判決 (2003. 7. 22)

注 地裁判決 (2001. 3. 26) も同じ。

第 4、当裁判所の判断

1、本件の背景事情及び控訴人らでないしその関係者各自についての事実経過についての判断

(一) 本件の背景事情の概略について

(2) **本件の背景事情のうち争いのない事実と証拠** (甲 1、3 ないし 5、48 の 3、68、証言吉見義明) によれば、**次の事実が認められる。**

ア 旧日本軍においては、昭和 7 年 (1932 年) いわゆる上海事変の後ころから、醜業を目的とする軍事慰安所 (以下単に「慰安所」という。) が設置され、そのころから終戦時まで、長期に、かつ広範な地域にわたり、慰安所が設置され、数多くの軍隊慰安婦が配置された。

当時の政府部内資料によれば各地における慰安所の開設の理由は、旧日本軍占領地域内で旧日本軍人が住民に対し強姦などの不法な行為を行うことを防止し、これらの不法な行為によって反日感情が醸成されることを防止する必要性があることなどとされていた。

イ 軍隊慰安婦の募集は旧日本軍当局の要請を受けた経営者の依頼により、斡旋業者がこれに当たっていたが、戦争の拡大とともに軍隊慰安婦の確保の必要性が高まり、業者らは甘言を弄し、あるいは詐欺脅迫により本人たちの意思に反して集めることが多く、さらに、官憲がこれに加担するなどの事例も見られた。

戦地に移送された軍隊慰安婦の出身地は、日本を除けば、朝鮮半島出身者が大きな比重を占めていた。

ウ 旧日本軍は、業者と軍隊慰安婦の輸送について、特別に軍属に準じて渡航許可を与え、また、日本国政府は軍隊慰安婦に身分証明書の発給を行っていた。

エ 慰安所の多くは、旧日本軍の開設許可の下に民間業者により経営されていたが、一部地域においては旧日本軍により直接経営されていた例もあった。民間業者の経営については、旧日本軍が慰安所の施設を整備したり、慰安所の利用時間、利用料金、利用に際しての注意事項等を定めた慰安所規定を定め、軍医による衛生管理が行われるなど、旧日本軍による慰安所の設置、運営、維持及び管理への直接関与があった。

また、軍隊慰安婦は、戦地では常時旧日本軍の管理下に置かれ、旧日本軍とともに行動させられた。

オ 戦線の拡大の後、敗走という混乱した状況の下で、旧日本軍がともに行動していた軍隊慰安婦を現地に置き去りにした事例もあった。

■ 関釜裁判 山口地裁下関支部判決 (1998. 4. 27)

判決の最初、「事実問題」の部分に、このパンフ p.7～8にある「いわゆる従軍慰安婦について」の二 が引用され、認定されています。さらに、ここでは、以下を紹介します。

第三 法律問題

四 立法不作為による国家賠償請求について

3 そこで、以上の見地に立って本件につき検討を加える。

(一) 従軍慰安婦について

③ しかしながら、従軍慰安婦に対する人権侵害の重大性と現在まで続く被害の深刻さを鑑みると、次のような解釈が可能と考える。

従軍慰安婦制度は、その当時においても、婦人及び児童の売春禁止に関する国際条約(1921年)や強制労働に関する条約(1930年)上違法の疑いが強い存在であったが、単にそれのみにとどまらず、同制度は、慰安婦原告らがそうであったように、植民地、占領地の未成年女子を対象とし、甘言、強圧等により本人の意思に反して慰安所に連行し、さらに、旧軍隊の慰安所に対する直接的、間接的関与の下、政策的、制度的に旧軍人との性交を強要したのもであるから、これが二十世紀半ばの文明水準に照らしても、極めて反人道的かつ醜悪な行為であったことは明白であり、少なくとも一流国を標榜する帝国日本がその国家行為において加担すべきものではなかった。にもかかわらず、帝国日本は、旧軍隊のみならず、政府自らも事実上これに加担し、その結果として、先に見たとおりの重大な人権侵害と深刻な被害をもたらしたばかりか、慰安婦原告らを始め、慰安婦とされた多くの女性のその後の人生までも変え、第二次世界大戦終了後もなお屈辱の半生を余儀なくさせたものであって、日本国憲法制定後五〇年余を経た今日まで同女らを際限のない苦しみに陥れている。

■ 中国人「慰安婦」一次訴訟 東京高裁判決 (2004. 12. 15)

第3 当裁判所の判断

1 本件各行為及びその背景事情について

証拠(甲3ないし11・・・以下略、当審における証人近藤、同石田、原審における控訴人李本人、同控訴人周本人、原審及び当審における劉本人)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。(一部公知の事実を含む。)

(1) 日本軍は1931年のいわゆる満州事変を発端として、当時の中華民国本土への軍事的介入を開始し、1937年7月7日のいわゆる盧溝橋事件を切っ掛けに、中華民国政府と交戦状態となった。日本軍の北支那方面軍は、同年10月初めころ山西省に侵入し、同年11月8日に省都である太原を占領した後、敗戦にいたるまで8年近く同地域の占領を続けた。なお、日本軍が占領した地域には、日本軍人の強姦事件を防ぐ等の目的で、「従軍慰安所」が設置され、日本軍

の管理下に女性を置き、日本軍将兵や軍属に性的奉仕をさせた。八路軍が1940年8月に行った大規模な反撃作戦により、日本軍北支那方面軍は大損害を被ったが、これに対し、北支那方面軍は、同年から1942年にかけて徹底した掃討、破壊、封鎖作戦を実施し（いわゆる三光作戦）、日本軍構成員による中国人に対する残虐行為も行われることがあった。このような中で、日本軍構成員によって、駐屯地近くに住む中国人女性（少女も含む）を強制的に拉致・連行して強姦し、監禁状態にして連日強姦を繰り返す行為、いわゆる慰安婦状態にする事件があった。

【参考】

政府調査の「慰安婦」資料公表時の政府見解

政府による「慰安婦」問題調査結果は、1992年7月6日と、翌1993年8月4日の2回公表されています。それらの膨大な調査資料は、国民基金編『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集』全5巻として1997年、龍溪書舎から出版されています。

それぞれの公表時に発表された文書は、資料から導き出された結論をまとめて述べた政府見解ですので、ここに再録し、参考に供したいと思います。紙幅の関係で第1次調査時の一ヶ所だけを省略しましたが（略と明記）、その他は全て全文を載せてあります。

I、第一次調査発表時（1992年7月6日）

■「朝鮮半島出身のいわゆる従軍慰安婦問題について」

平成四年七月六日 内閣官房内閣外政審議室

政府としては、12月より朝鮮半島出身のいわゆる従軍慰安婦問題に政府が関与していたかについて、関係資料が保管されている可能性のある省庁において関連資料の調査を行っていたところであるが、現在までの調査結果を下記の通りとりまとめたので発表する。なお、政府としては、今後とも新たな資料が発見された場合には、これを公表してまいりたい。

記

一、調査期間 — 平成三年一二月～平成四年六月

二、調査を行った省庁と調査方法 — 警察庁、防衛庁、外務省、文部省、厚生省、労働省
(調査方法は略)

三、調査結果

(1) 各省庁から発見された資料の件数

警察庁・・・〇件、防衛庁・・・七〇件、外務省・・・五二件、 文部省・・・一件、
厚生省・・・四件、労働省・・・〇件

(2) 今回の調査で発見された資料を整理すると次ぎのとおり。(詳細は別紙のとおり。括弧内の件数は重複しているものもある)

- ①慰安所の設置に関するもの(四件)
- ②慰安婦の募集に当たる者の取締りに関するもの(四件)
- ③慰安施設の築造・増強に関するもの(九件)
- ④慰安所の経営・監督に関するもの(三五件)
- ⑤慰安所・慰安婦の衛生管理に関するもの(二四件)
- ⑥慰安所関係者への身分証明等の発給に関するもの(二八件)
- ⑦その他(慰安所、慰安婦に関する記述一般等)(三四件)

(3) 今回発見された資料の主な記述を上記分野に従って整理すると次ぎのとおり。

- ①慰安所の設置については、当時の前線における軍占領地域内の日本軍人による住民に対する強姦等の不法な行為により反日感情が醸成され、治安回復が進まないため、軍人個人の行為を厳重に取り締まるとともに、速やかに慰安設備を整える必要があるとの趣旨の通牒の発出があったこと、また、慰安施設は士気の振興、軍規の維持、犯罪及び性病の予防等に対する影響が大きいと、慰安の諸施設に留意する必要があるとの趣旨の教育指導参考資料の送付が軍内部であったこと。
- ②慰安婦の募集に当たる者の取締りについては、軍の威信を保持し、社会問題を惹起させないために、慰安婦の募集に当たる者の人選を適切に行うようにとの趣旨の通牒の発出が軍内部であったこと。
- ③慰安施設の築造・増強については、慰安施設の築造、増強のために兵員を差し出すべしとの命令の発出があったこと。
- ④慰安所の経営・監督については、部隊ごとの慰安所利用日時の指定、慰安所利用料金、慰安所利用にあたっての注意事項等を規定した「慰安所規定」が作成されていたこと。
- ⑤慰安所・慰安婦の衛生管理については、「慰安所規定」に慰安所利用の際は避妊具を使用することを規定したり、慰安所で働く従業婦の性病検査を軍医等が定期的に行い、不健康な従業婦においては就業させることを禁ずる等の措置があったこと。
- ⑥慰安所関係者への身分証明等の発給については、慰安所開設のため渡航する者に対しては軍の証明書により渡航させる必要があるとする文書の発出があったこと。
- ⑦その他、業者が内地で準備した女子が船舶で輸送される予定であることを通知する電報のあったこと。

(4) 以上のように、いわゆる従軍慰安婦問題に政府の関与があった事が認められた。

(注) なお、同日発表された「朝鮮半島出身者のいわゆる従軍慰安婦問題に関する加藤内閣官房長官発表」は紙幅の関係で省略いたします。

II、第二次調査発表時（1993年8月4日）

■「いわゆる従軍慰安婦問題について」

平成五年八月四日 内閣官房内閣外政審議室

一 調査の経緯

いわゆる従軍慰安婦問題については、当事者によるわが国における訴訟の提起、我が国国会における議論等を通じ、内外の注目を集めて来た。また、この問題は、昨年一月の宮澤総理の訪韓の際、盧泰愚大統領（当時）との会談においても取り上げられ、韓国側より、実態の解明につき強い要請が寄せられた。この他、他の関係諸国、地域からも本問題について強い関心が表明されている。

このような状況の下、政府は、平成三年一二月より、関係資料の調査を進めるかたわら、元軍人等関係者から幅広く聞き取り調査を行うとともに、去る七月二六日から三〇日までの五日間、韓国ソウルにおいて、太平洋戦争犠牲者遺族会の協力も得て元従軍慰安婦の人たちから当時の状況を詳細に聴取した。また、調査の過程において、米国に担当官を派遣し、米国の公文書につき調査した他、沖縄においても、現地調査を行った。調査の具体的態様は以下の通りであり、調査の結果発見された資料の概要は別添の通りである。

調査対象機関 一 警察庁、防衛庁、法務省、外務省、文部省、厚生省、労働省、国立公文書館、国立国会図書館、米国国立公文書館

関係者からの聞き取り 一 元従軍慰安婦、元軍人、元朝鮮総督府関係者、元慰安所経営者、慰安所付近の居住者、歴史研究者等

参考とした国内外の文書及び出版物 一 韓国政府が作成した調査報告書、韓国挺身隊問題対策協議会、太平洋戦争犠牲者遺族会など関係団体等が作成した元慰安婦の証言集等。なお、本問題についての本邦における出版物は数多いがそのほぼすべてを渉猟した。

本問題については、政府は、すでに昨年七月六日、それまでの調査の結果について発表したところであるが、その後の調査もふまえ、本問題についてとりまとめたところを以下のとおり発表することとした。

二 いわゆる従軍慰安婦問題の実態について 上記の資料調査及び関係者からの聞き取りの結果、並びに参考にした各種資料を総合的に分析、検討した結果、以下の点が明らかになった。

(1) **慰安所設置の経緯** 一 各地における慰安所の開設は当時の軍当局の要請によるものであるが、当時の政府部内資料によれば、旧日本軍占領地内において日本軍人が住民に対し強姦等の不法な行為を行い、その結果反日感情が醸成されることを防止する必要性があったこと、性病等の病気による兵力低下を防ぐ必要があったこと、防諜の必要性があったことなどが慰安所設置の理由とされている。

(2) **慰安所が設置された時期** 一 昭和7年にいわゆる上海事変が勃発したころ同地の駐屯

部隊のために慰安所が設置された旨の資料があり、そのころから終戦まで慰安所が存在していたものとみられるが、その規模、地域的範囲は戦争の拡大とともに広がりを見せた。

- (3) **慰安所が存在していた地域** — 今次調査の結果慰安所の存在が確認できた国又は地域は、日本、中国、フィリピン、インドネシア、マラヤ（当時）、タイ、ビルマ（当時）、ニューギニア（当時）、香港、マカオ及び仏領インドシナ（当時）である。
- (4) **慰安婦の総数** — 発見された資料には慰安婦の総数を示すものはなく、また、これを推認させるに足る資料もないので、慰安婦総数を確定するのは困難である。しかし、上記のように、長期に、かつ、広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したものと認められる。
- (5) **慰安婦の出身地** — 今次調査の結果慰安婦の出身地として確認できた国又は地域は、日本、朝鮮半島、中国、台湾、フィリピン、インドネシア及びオランダである。なお、戦地に移送された慰安婦の出身地としては、日本人を除けば朝鮮半島出身者が多い。
- (6) **慰安所の経営及び管理** — 慰安所の多くは民間業者により経営されていたが、一部地域においては、旧日本軍が直接慰安所を運営したケースもあった。民間業者が経営していた場合においても、旧日本軍がその開設に許可を与えたり、慰安所の施設を整備したり、慰安所の利用時間、利用料金や利用に際しての注意事項などを定めた慰安所規定を作成するなど、旧日本軍は慰安所の設置や管理に直接関与した。
- 慰安婦の管理**については、旧日本軍は、慰安婦や慰安所の衛生管理のために、慰安所規定を設けて利用者に避妊具使用を義務付けたり、軍医が定期的に慰安婦の性病等の病気の検査を行う等の措置をとった。慰安婦に対して外出の時間や場所を限定するなどの慰安所規定を設けて管理していたところもあった。いずれにせよ、慰安婦たちは戦地においては常時軍の管理下において軍と共に行動させられており、自由もない、痛ましい生活を強いられていたことは明らかである。
- (7) **慰安婦の募集** — 慰安婦の募集については、軍当局の要請を受けた経営者の依頼により斡旋業者らがこれに当たることが多かったが、その場合も戦争の拡大とともにその人員の確保の必要性が高まり、そのような状況の下で、業者らが或いは甘言を弄し、或いは畏怖させる等の形で本人たちの意向に反して集めるケースが数多く、更に、官憲等が直接これに加担する等のケースもみられた。
- (8) **慰安婦の輸送等** — 慰安婦の輸送に関しては、業者が慰安婦等の婦女子を船舶等で輸送するに際し、旧日本軍は彼女らを特別に軍属に準じた扱いにするなどしてその渡航申請に許可を与え、また日本政府は身分証明書等の発給を行うなどした。また、軍の船舶や車輛によって戦地に運ばれたケースも少なからずあった。他、敗走という混乱した状況下で現地に置き去りにされた事例もあった。

(注) なお、同日発表された、「慰安婦関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話」いわゆる「河野談話」は、このパンフの最後にあります。

【判決が認定した画期的な「慰安婦」問題の立法不作為】

「被告国会議員も、・・・当該立法をしなかったことにつき過失がある」（本文より）

■ 関釜裁判 山口地裁下関支部判決 （ 1998. 4. 27 ）

（証拠一略）によれば、内閣官房内閣外政審議室は、平成五年（1993年）八月四日、「いわゆる慰安婦問題について」と題する「従軍慰安婦」問題についての調査報告書を提出し、（中略）右報告書と内閣官房長官談話によれば、従軍慰安婦問題が、女性差別、民族差別に関する重大な人権侵害であって、「心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる」べきものであり、かつ、「そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきもの」であることが表明されている。そして、これに加えるに、そのころまでには、ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国、カナダにおいて、第二次世界大戦中の各国家の行為によって犠牲を被った外国人に対する謝罪と救済のための立法等がなされた事実もまた明らかになっており（別紙一及び二のとおり、当事者間に争いが無い）、これら先進諸国の動向とともに従軍慰安婦制度がいわゆるナチスの蛮行にも準ずべき重大な人権侵害であって、これにより慰安婦とされた多くの女性の被った損害を放置することもまた新たに人権侵害を引き起こすことをも考慮すれば、遅くとも右官房長官談話が出された平成五年（1993年）八月四日以降の早い段階で、先の作為義務は、慰安婦原告らの被った損害を回復するための特別の賠償立法をなすべき日本国憲法上の義務に転化し、その旨明確に国会に対する立法課題を提起したというべきである。そして右の談話から遅くとも三年を経過した平成八年八月末には、右立法をなすべき合理的期間を経過したといえるから、当該立法不作為が国家賠償法上も違法になったと認められる。

なお、被告国会議員も、右の談話から右立法義務を立法課題として認識することは容易であったといえるから、当該立法をしなかったことにつき過失があることは明白である。

(5) 以上によれば、慰安婦原告らは、被告に対し、国家賠償法一条一項に基づき、被告国会議員が右特別の賠償立法をなすべき義務を違法に怠ったことによる精神的損害の賠償を求める権利があるというべきところ、その額については、将来の立法により被害回復がなされることを考慮し、各金三〇万円と算定するのが相当である。

【 立法的・行政的解決を望む旨の付言判決 】

山西省裁判の東京地裁判決は、以下のように付言しました。この付言判決は東京高裁判決（2005年3月31日）においても「・・・これを引用する。」と再確認されています。なお、立法を促す判決は、他にもあり、次号等で紹介します。

■ 山西省裁判 東京地裁判決 （ 2003.4.24 ）

第5 当裁判所の判断

5 事後的な救済に係る我が国の責任について

（5）司法府の責任

- ① 原告らは、我が国の責任の第3として、我が国の裁判所における裁判拒否として、これを問題にするが、被害者原告らの本件被害については、それ自体の救済という次元でも、その事後的な救済という次元でも、いずれもこれを否定せざるを得ない。
- ② もとより、裁判所による司法的救済は、法令の適用によって事件の解決を図るといふ、いわば過去形の問題解決しか許されないものであって、裁判所が本件に適用すべき法令を適用した結果として、原告らの請求を棄却する旨の裁判をする場合に、その現象面から、これを「裁判拒否」と批判するのは当たらないというべきである。
- ③ もっとも、戦後50有余年を経た現在も、また、これからも、本件被害が存命の被害者原告である原告らあるいは既に死亡した被害者原告らの相続人あるいは訴訟承継人である原告らの心の奥深くに消え去ることのない痕跡として残り続けることを思うと、立法府・行政府において、その被害の救済のために、改めて立法的・行政的な措置を講ずることは十分に可能であると思われる。被告が最終準備書面（補充）で主張するサン・フランシスコ平和条約の締結から日中共同声明の調印を経て現在に至る我が国の外交努力ないしその成果については、これに異が唱えられるべきものではないが、いわば未来形の問題解決として、関係当事者国及び関係機関との折衝を通じ、本件訴訟を含め、いわゆる戦後補償問題が、司法的な解決とは別に、被害者らに直接、間接に何らかの慰謝をもたらす方向で解決されることが望まれることを当裁判所として付言せざるを得ない。

【参考】

「慰安婦」関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話（「河野談話」）

1993年8月4日

いわゆる従軍慰安婦問題については、政府は、一昨年十二月より、調査を進めて来たが、今般、その結果がまとまったので発表することとした。

今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。

慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。

いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかんを問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。また、そのような気持ちを我が国としてどのように表すかということについては、有識者のご意見なども徴しつつ、今後とも真剣に検討すべきものとする。

われわれはこのような歴史の真実を回避することなく、むしろこれを歴史の教訓として直視していきたい。われわれは、歴史研究、歴史教育を通じて、このような問題を永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。

なお、本問題については、本邦において訴訟が提起されており、また、国際的にも関心が寄せられており、政府としても、今後とも、民間の研究を含め、十分に関心を払って参りたい。

日本軍「慰安婦」問題行動ネットワーク

東京都新宿区百人町2-23-25 売買春問題ととりくむ会 気付

- ★ 現在「河野談話」を支持し日本政府が真摯に「河野談話」に向き合うよう求める国際署名を行なっています。どうぞご協力下さい。